

謝金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の主催する教育研修事業において講演等の業務を依頼した場合、及び有識者であって学会員ではない者にその他の事業又は委員会等の活動への協力を依頼した場合の謝金の支払いに関する事項を定める。なお、学術大会に係る講演等謝金については、この限りではない。旅費については別に定めるところによる。

第2章 教育研修事業にかかる謝金

(講師謝金)

第2条 本学会が事業計画に基づき主催する資格講座、セミナー等の講師に対する講演謝金は以下の通りとする。

- 一 弁護士、医学系学会の認定する専門医、大学教授またはこれに準ずるもの
1時間につき 20,000円
- 二 これ以外の者
1時間につき 15,000円

2 支払対象とする時間は、当日打合せ及び質疑応答時間を含めた講演時間とし、移動時間は含まない。

3 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

(資料作成謝金)

第3条 資格講座、セミナー等の講師が、受講者向けの資料を作成、配布した場合の資料作成謝金は以下の通りとする。

- 一 高度な法律的知識を要するもの 1件 10,000円
- 二 それ以外のもの 1件 5,000円

(資格試験に関する謝金)

第4条 学会が行う資格試験に関する謝金は、以下の通りとする。

一 選択式問題の作成料は以下の通りとする。

- ア) 高度な法律的知識を要するもの 1題につき 5,000円
- イ) それ以外のもの 1題につき 3,000円

二 筆記式問題の作成（回答例の作成を含む）料は、1題につき 50,000円とする。

三 筆記試験の採点料は、受験者一人当たり 1,500円とする。

四 試験の統括業務（試験内容の構成の決定、問題の選定や問題文の校正）の謝金は、一回の試験につき 30,000円とする。

(事例検討会登壇者謝金)

第5条 学会が主催する研修講座において、同一時間帯にコメンテーター、司会、報告者として複数の者が同時に登壇する事例検討会の登壇者謝金は以下のとおりとする。

- 一 弁護士、医学系学会の認定する専門医、大学教授またはこれに準ずるもの
1時間につき 10,000円
 - 二 これ以外の者 1時間につき 7,000円
- 2 支払対象とする時間は、当日打合せ及び質疑応答時間を含めた時間とし、移動時間は含まない。
- 3 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。

第3章 その他の事業又は委員会等の活動にかかる、会員以外の者に対する謝金

(利益相反マネジメント委員会)

第6条 利益相反マネジメント委員会設置規程第3条第2号に定める、会員以外から指名された委員に対する、会議出席、書類審査、メール審議にかかる謝金は以下の通りとする。

- 一 対象となる研究者が5名まで 1年につき 30,000円
- 二 対象となる研究者が6-10名 1年につき 50,000円

(委員会出席謝金)

第7条 企画運営委員会、編集委員会、資格制度運営委員会(研修委員会)、広報委員会、又は理事会にて設置が認められたその他の委員会若しくは特命委員会において、会員以外の有識者を委員として選任した場合の委員会出席謝金は以下の通りとする。

委員会出席謝金 1時間につき 10,000円

- 2 委員会出席の準備や、委員会と委員会の間でのメールでの意見交換等に要する時間については、別途の算定は行わない。

ただし、特別な資料作成を依頼した場合は、本規程第3条を準用して別途謝金を支払うことができるものとする。

(インタビュー謝金)

第8条 学会広報記事の作成等を目的として、会員以外の有識者に対して、インタビューを依頼した場合の謝金は以下のとおりとする。

インタビュー謝金 1回(2時間程度まで)につき 20,000円

- 2 時間は、当日のインタビューに要する時間を意味し、出来上がった原稿の確認等に要する時間については別途の算定を行わない。なお、インタビューに要する時間は、依頼時に予め設定しておくものとする。

(原稿執筆謝金)

第9条 学会広報記事の作成等を目的として、会員以外の有識者に対して、原稿執筆を依頼した場合の謝金は以下のとおりとする。

執筆謝金 400字あたり 2,000円

2 著者校正については別途の算定を行わない。なお、原稿の字数の上限は、依頼時に予め設定しておくものとする。

(学会誌査読料)

第10条 学会誌編集にあたり、会員以外の有識者に対して、投稿論文の査読を依頼した場合の謝金は以下の通りとする。

一 国内に居住する者 なし

二 海外に居住する者 1件あたり 20,000円

第4章 雑則

第11条 本規程に定める謝金につき、対象者が受け取りを辞退した場合には、支払いを要しない。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は2021年11月27日より施行する。

附則 (2022年3月16日改正)

本規程は2022年3月16日より施行する。